

授業料後払い制度に関する Q&A (R5.11.17 時点)

【以下の事項は全て現時点での想定であることにご留意ください。】

1. 概要

Q1-1. 「授業料後払い制度」とは何ですか。

A1-1. 「大学院修士課程(博士前期相当の課程を含む)や専門職学位課程の在籍者が、在学中は授業料を納付せず、卒業後の所得等に応じて納付(後払い)できる」という制度です。

実際の方法としては、日本学生支援機構(以下「機構」という。)が授業料相当額を原則学校に振り込み、卒業後に、所得に応じて、利用者の方々から(大学にではなく)機構に支払っていただきます。

Q1-2. 「授業料後払い制度」を利用すると、在学中や進学前の授業料の支払いは必要ないのですか。

A1-2. 大学院の定める授業料の額などにもよるため、一概には言えません。

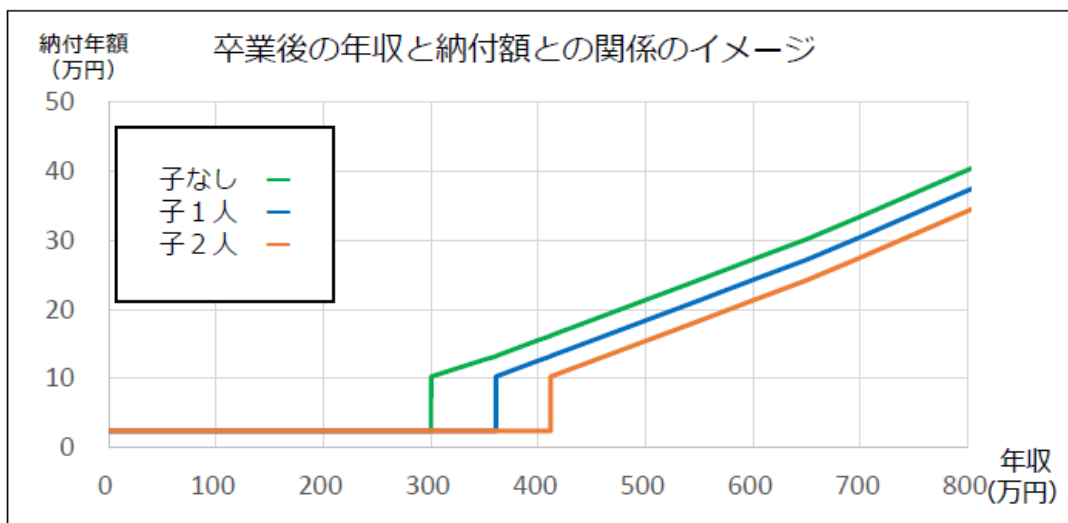
以下のような場合には、在学中に授業料を支払う必要がなくなります。

- ・大学院が、機構からの振込日まで、申込者の授業料の納付を猶予し、機構から授業料相当額の振込を受ける。
- ・かつ、その授業料の年額が、上限額(※)以下である。

※国公立大学にあっては 535,800 円、私立大学にあっては 776,000 円を予定しており、令和6年度予算編成過程において決定します。

Q1-3. 「授業料後払い制度」を利用した場合、卒業後、どのように「後払い」をするのですか。在籍していた大学院に納付するのですか。

A1-3. 法的には、機構から貸与された第一種(無利子)奨学金として機構に納付(返還)していただきます。



2. 対象

Q2-1. 「授業料後払い制度」は貸与奨学金とどう違うのですか。

A2-1. 法的には第一種奨学金ですが、次のような違いがあります。

- ①月額ではなく、授業料相当額についてまとまった貸与(「授業料支援金」といいます)を受けられること
 - ②卒業後の所得や子供の数に応じて納付額が定まり、Q1-3 のとおり、例えば子供が2人いれば年収 400 万円程度までは所得に応じた納付が始まらないこと
 - ③原則として機構から大学に直接振込が行われること
- なお、これに加えて、月2万円又は月4万円の貸与(「生活費奨学金」といいます)を受けることもできます。

Q2-2. 「授業料後払い制度」に利子はかかりますか。

A2-2. 無利子です。

Q2-3. 学部生ですが、利用できますか。大学院生であれば全員利用できるのですか。

A2-3. 学部の授業料は対象となりません。

令和6年度(2024 年度)に大学院に入学する場合、以下のいずれかが対象です。

- ・令和6年(2024 年)秋以降に国内の大学院修士課程(博士前期課程の課程を含む)や専門職学位課程に入学した方で、本人の年収が 300 万円程度以下であるなど、これまでの第一種奨学金と同じ基準を満たす方
- ・令和6年(2024 年)春に国内の大学院修士課程(博士前期相当の課程を含む)や専門職学位課程に入学した方で、令和5年度(2023 年度)以前に「高等教育の修学支援新制度」を利用しており、学部等の卒業から就職等を挟まずに大学院に進学した方

令和5年度(2023 年度)までに大学院に入学していた方は、その在学中は利用できません。

令和7年度(2025 年度)以降に国内の大学院修士課程(博士前期相当の課程を含む)や専門職学位課程に入学する方は、本人の年収が 300 万円程度以下であるなどこれまでの第一種奨学金と同じ基準を満たせば利用できます。

Q2-4. これまでの第一種奨学金は利用できますか。

これまでの第一種奨学金と「授業料後払い制度」は併用できますか。

第二種(有利子)奨学金と「授業料後払い制度」は併用できますか。

A2-4. 本制度の開始により、これまでの第一種奨学金の制度がなくなるわけではありません。本制度を利用せず、これまでの第一種奨学金を利用することもできます。

「授業料後払い制度」とこれまでの第一種奨学金を同時に利用(併用)することはできません。このため、令和5年度(2023年度)以前に「高等教育の修学支援新制度」を利用した方が令和6年(2024年)春に「授業料後払い制度」を希望する場合、これまでの第一種奨学金の申込はできません(予約採用で第一種奨学金の採用候補者となっている場合、辞退する必要がありますのでご注意ください)。

「授業料後払い制度」と第二種奨学金(入学時特別増額貸与奨学金を含む)を同時に利用(併用)することは可能です。

Q2-5. その他の民間等が実施している給付奨学金等と「授業料後払い制度」は併用できますか。

A2-5. 「授業料後払い制度」では、他の民間等の制度との併用等の制限等を行いません。ただし、他の民間等の制度において、本制度との併用を制限する可能性がありますので、他の制度の実施者にご確認ください。

Q2-6. 各大学院による授業料の減免を受けた場合、授業料支援金の額はどのようになりますか。

A2-6. 授業料の減免等を受けた場合には、原則、減免等の「後」の額が本制度の対象となります。このため、大学院において授業料が全額免除になった場合、対象額は0円となることがあります。